

経税部
だより

「インボイス制度」不要論

佐飛 淳一

1. 登録番号の申請

消費税の申告納税については13桁の番号を書く必要があり、この番号を「登録番号」と言います。登録番号は税務署に申請することで付与され、2021年10月より導入されました。2023年10月以降の実施となります。

「インボイス」は正式には「適格請求書」と言います。この適格請求書は、2021年10月より始まっています。

2. 仕入税額控除方式

消費税の申告納税額は売上に係る消費税額を計算し、仕入、経費などに係る消費税額を計算し、その差額を申告納税額とします。これを仕入税額控除方式と言います。これが原則的な計算方法です。

仕入税額控除方式には要件があります。仕入や経費等について「帳簿及び請求書の保存」をしておく必要があるのです。「及び」ですから帳簿の保存と請求書の保存の両方の保存が必要で、税務調査において、

事業者はその取引において請求書や納品書などの「仕切り状」を発行し、この仕切り状にもとづいて代金の決済を行うこととなります。現在、日常の商取引でやり取りする仕切り状の様子は様々ですが、「登録番号」の記載はありません。お互い消費税の申告納税に必要な事項は記載してやり取りしています。

日本の消費税のモデルはヨーロッパの付加価値税です。ヨーロッパの付加価値税は1968年に導入され、売上税などの間接税の歴史もあり、最初から複税率で、例えばフランスは6%、13%、16%、66%、20%の4種類でした。税額計算は「税額票方式」です。

事業者はその事業所得を計算するに取引を記録し必要な帳簿を作成します。この記録や帳簿にもとづいて一定期間の損益を計算し、所得にかかる納税額を計算し、申告納税します。

3. 適格請求書（「インボイス」）とは

適格請求書（以下「インボイス」）には次の6項目の記載が必要です。
①インボイス発行事業者の氏名・名称と登録番号
②取引年月日③取引内容
④税率ごとに区分した対価の額と適用税率⑤税率ごとの消費税額⑥相手先の氏名・名称【資料1】

一定のインボイスを強制する場合は、自由な商取引への国家の介入となるのではないのでしょうか。登録番号による商取引の監視・管理とならぬでしょうか。また、同じ取引内容であっても「仕切り状」がインボイスであるか否かにより仕入税額控除が異なり、消費税額に差異が出ることは、国家による財産権の侵害となるのではないのでしょうか。

日本の消費税の申告納税の計算は「帳簿方式」で行います。消費税は1989年に3%の単一税率で創設されました。基準期間（2年前）の売上が3000万円以下の事業者は、申告納税が免除される免税事業者となります。申告納税が必要ない事業者であっても、帳簿方式であれば所得税や法人税の申告納税の計算も併行して、消費税の計算も行うことができます。消費税を全く別に計算する必要はありません。また税務調査においても課税所得の調査と消費税の調査を同時に行うことができます。帳簿方式では、消費税の適正な申告納税は不可能となるのでしょうか。

90年代以降、情報のデジタル化が進み情報通信技術は革命的とも言われる発展、進歩をとり、大量の情報が高速で処理され伝達される時代となっています【資料2】。

また、パソコンの性能も飛躍的に高まり、安価なパソコンと使い勝手のよい会計ソフトが販売されています。これらのパソコンや会計ソフトを使えば、複式簿記による取引の記録・記帳と同時に、消費税に係る取引についても、課税・非課税の区分、8%取引や10%取引等の税率区分も可能です。事業の損益計算と同時に、消費税についても税率に応じた取引額や税額が容易に集計できます。現行の商取引でかわされている請求書等にもとづく帳簿方式で十分に適正な消費税の申告納税はできます。

インボイス制は無駄な事務負担を増やし、無用な経費支出を増やします。取引時には登録番号が正しいかの確認、登録番号が正しいかの確認をしなければならないまま、パソコンや会計ソフトの買い換えや更新の費用もかかります。500万円の免税事業者は、取引から排除されるか、免税を放棄して課税事業者になるか、事業そのものを廃業するかの選択を迫られます。営業の自由は全く不要の制度といえます。

インボイス制は、消費税率創設時の理念は公平・中立・簡素な税制でした。インボイス制は事業者間の不公平を招き、経済活動に余計な負担をかけ、自由な経済活動に対する中立性を損なう制度と言えます。また、インボイス制は情報通信技術の飛躍的発展を無視し、事業者の実務状況も無視した、本来の消費税の理念に反するものであり、消費税の申告納税に必要とされる制度といえず、(終わり)

4. 付加価値税の計算は税額票方式

日本の消費税の申告納税の計算は「帳簿方式」で行います。消費税は1989年に3%の単一税率で創設されました。基準期間（2年前）の売上が3000万円以下の事業者は、申告納税が免除される免税事業者となります。申告納税が必要ない事業者であっても、帳簿方式であれば所得税や法人税の申告納税の計算も併行して、消費税の計算も行うことができます。消費税を全く別に計算する必要はありません。また税務調査においても課税所得の調査と消費税の調査を同時に行うことができます。帳簿方式では、消費税の適正な申告納税は不可能となるのでしょうか。

5. 日本の消費税の計算は帳簿方式

帳簿方式

日本の消費税の申告納税の計算は「帳簿方式」で行います。消費税は1989年に3%の単一税率で創設されました。基準期間（2年前）の売上が3000万円以下の事業者は、申告納税が免除される免税事業者となります。申告納税が必要ない事業者であっても、帳簿方式であれば所得税や法人税の申告納税の計算も併行して、消費税の計算も行うことができます。消費税を全く別に計算する必要はありません。また税務調査においても課税所得の調査と消費税の調査を同時に行うことができます。帳簿方式では、消費税の適正な申告納税は不可能となるのでしょうか。

90年代以降、情報のデジタル化が進み情報通信技術は革命的とも言われる発展、進歩をとり、大量の情報が高速で処理され伝達される時代となっています【資料2】。

また、パソコンの性能も飛躍的に高まり、安価なパソコンと使い勝手のよい会計ソフトが販売されています。これらのパソコンや会計ソフトを使えば、複式簿記による取引の記録・記帳と同時に、消費税に係る取引についても、課税・非課税の区分、8%取引や10%取引等の税率区分も可能です。事業の損益計算と同時に、消費税についても税率に応じた取引額や税額が容易に集計できます。現行の商取引でかわされている請求書等にもとづく帳簿方式で十分に適正な消費税の申告納税はできます。

インボイス制は無駄な事務負担を増やし、無用な経費支出を増やします。取引時には登録番号が正しいかの確認、登録番号が正しいかの確認をしなければならないまま、パソコンや会計ソフトの買い換えや更新の費用もかかります。500万円の免税事業者は、取引から排除されるか、免税を放棄して課税事業者になるか、事業そのものを廃業するかの選択を迫られます。営業の自由は全く不要の制度といえます。

インボイス制は、消費税率創設時の理念は公平・中立・簡素な税制でした。インボイス制は事業者間の不公平を招き、経済活動に余計な負担をかけ、自由な経済活動に対する中立性を損なう制度と言えます。また、インボイス制は情報通信技術の飛躍的発展を無視し、事業者の実務状況も無視した、本来の消費税の理念に反するものであり、消費税の申告納税に必要とされる制度といえず、(終わり)

6. デジタル化が帳簿方式を

発展させる

90年代以降、情報のデジタル化が進み情報通信技術は革命的とも言われる発展、進歩をとり、大量の情報が高速で処理され伝達される時代となっています【資料2】。

また、パソコンの性能も飛躍的に高まり、安価なパソコンと使い勝手のよい会計ソフトが販売されています。これらのパソコンや会計ソフトを使えば、複式簿記による取引の記録・記帳と同時に、消費税に係る取引についても、課税・非課税の区分、8%取引や10%取引等の税率区分も可能です。事業の損益計算と同時に、消費税についても税率に応じた取引額や税額が容易に集計できます。現行の商取引でかわされている請求書等にもとづく帳簿方式で十分に適正な消費税の申告納税はできます。

インボイス制は無駄な事務負担を増やし、無用な経費支出を増やします。取引時には登録番号が正しいかの確認、登録番号が正しいかの確認をしなければならないまま、パソコンや会計ソフトの買い換えや更新の費用もかかります。500万円の免税事業者は、取引から排除されるか、免税を放棄して課税事業者になるか、事業そのものを廃業するかの選択を迫られます。営業の自由は全く不要の制度といえます。

インボイス制は、消費税率創設時の理念は公平・中立・簡素な税制でした。インボイス制は事業者間の不公平を招き、経済活動に余計な負担をかけ、自由な経済活動に対する中立性を損なう制度と言えます。また、インボイス制は情報通信技術の飛躍的発展を無視し、事業者の実務状況も無視した、本来の消費税の理念に反するものであり、消費税の申告納税に必要とされる制度といえず、(終わり)

7. 税制改革理念に反するインボイス制

インボイス制は無駄な事務負担を増やし、無用な経費支出を増やします。取引時には登録番号が正しいかの確認、登録番号が正しいかの確認をしなければならないまま、パソコンや会計ソフトの買い換えや更新の費用もかかります。500万円の免税事業者は、取引から排除されるか、免税を放棄して課税事業者になるか、事業そのものを廃業するかの選択を迫られます。営業の自由は全く不要の制度といえます。

インボイス制は、消費税率創設時の理念は公平・中立・簡素な税制でした。インボイス制は事業者間の不公平を招き、経済活動に余計な負担をかけ、自由な経済活動に対する中立性を損なう制度と言えます。また、インボイス制は情報通信技術の飛躍的発展を無視し、事業者の実務状況も無視した、本来の消費税の理念に反するものであり、消費税の申告納税に必要とされる制度といえず、(終わり)

インボイス制は無駄な事務負担を増やし、無用な経費支出を増やします。取引時には登録番号が正しいかの確認、登録番号が正しいかの確認をしなければならないまま、パソコンや会計ソフトの買い換えや更新の費用もかかります。500万円の免税事業者は、取引から排除されるか、免税を放棄して課税事業者になるか、事業そのものを廃業するかの選択を迫られます。営業の自由は全く不要の制度といえます。

インボイス制は、消費税率創設時の理念は公平・中立・簡素な税制でした。インボイス制は事業者間の不公平を招き、経済活動に余計な負担をかけ、自由な経済活動に対する中立性を損なう制度と言えます。また、インボイス制は情報通信技術の飛躍的発展を無視し、事業者の実務状況も無視した、本来の消費税の理念に反するものであり、消費税の申告納税に必要とされる制度といえず、(終わり)

インボイス制は無駄な事務負担を増やし、無用な経費支出を増やします。取引時には登録番号が正しいかの確認、登録番号が正しいかの確認をしなければならないまま、パソコンや会計ソフトの買い換えや更新の費用もかかります。500万円の免税事業者は、取引から排除されるか、免税を放棄して課税事業者になるか、事業そのものを廃業するかの選択を迫られます。営業の自由は全く不要の制度といえます。

インボイス制は、消費税率創設時の理念は公平・中立・簡素な税制でした。インボイス制は事業者間の不公平を招き、経済活動に余計な負担をかけ、自由な経済活動に対する中立性を損なう制度と言えます。また、インボイス制は情報通信技術の飛躍的発展を無視し、事業者の実務状況も無視した、本来の消費税の理念に反するものであり、消費税の申告納税に必要とされる制度といえず、(終わり)

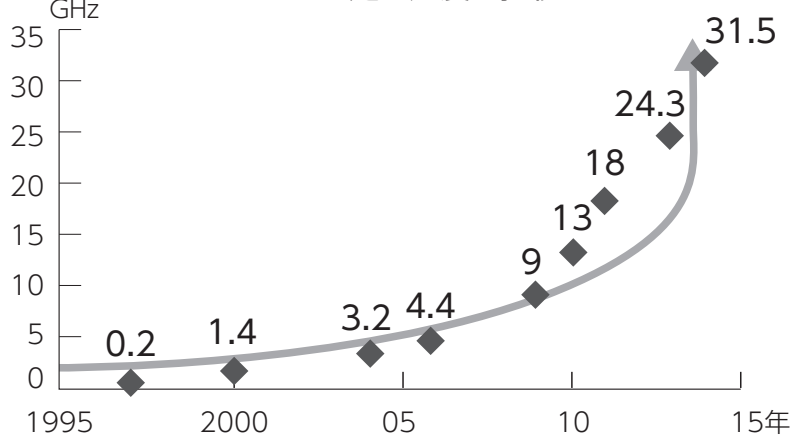
【資料1】 適格請求書（インボイス）

請求書		△△商事(株)	
11月分 131,200円		登録番号 T012345...	
11月30日		××年11月30日	
日付	品名	金額	
11/1	魚 *	5,000円	
11/1	豚肉 *	10,000円	
11/2	タオルセット	2,000円	
...			
合計	120,000円	消費税	11,200円
8%対象	40,000円	消費税	3,200円
10%対象	80,000円	消費税	8,000円

① 請求書
② 品名
③ 金額
④ 税率
⑤ 消費税
⑥ 相手先

* 軽減税率対象

【資料2】 CPUの処理速度の推移



注：CPU(中央演算処理装置)の演算スピードはクロック周波数Hzで表され、1GHz(ギガ・ヘルツ)とは1秒間に10億回の2進法計算ができることを表す
出所：総務省「平成27年版 情報通信白書」